

改正案	現行
<p>（役員）</p> <p>第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責に鑑み、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令又は定款において、役員を選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。</p> <p>（法人形態の転換等）</p> <p>第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等に鑑み、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（自律的運営等への配慮）</p> <p>第十二条 知事等は、<u>第四条から第七条まで及び前三条の規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。</u></p>	<p>（役員）</p> <p>第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責に<u>かんがみ</u>、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令又は定款において、役員を選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。</p> <p>（法人形態の転換等）</p> <p>第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等に<u>かんがみ</u>、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（自律的運営等への配慮）</p> <p>第十二条 知事等は、<u>第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。</u></p>